

ご挨拶

平素は大変お世話になっております。

今年は昨年までとは全く異なる一年となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

これまでの常識はまだまだ常識として受け入れられていますが、これまでの非常識も常識になりつつあります。新政権でのハンコや FAX の廃止など、コロナによって思い切った試みを実行に移す素地が作られたと言っても過言ではありません。もちろんハンコや FAX を製造販売しているメーカーや業者にとっては大変な痛手ですが、誰でも手軽に入手できる認印がないと言って突き返された苦い思い出がよみがえります。一方で、本人認証の甘さを突いた詐欺が多発し、利便と危険は隣りあわせということを改めて考えさせられました。

税務申告でもほとんどが電子申告という時代に、なぜか手書きのメモに真実性を感じる今日この頃です。

時代の流れに取り残されないよう、日々精進する所存です。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂 伸一郎



第24号 CONTENTS

1 ご挨拶

2 What's New

※ 事業承継税制 株価のお話

3 Tax Information

※ 令和2年
年末調整の改正項目

4 FPの部屋

※ 人生の三大出費

5 独り言

What's New

事業承継税制に絡めて

～～ 分かる様で分かりにくい株価のお話を整理します ～～

少し前の平成30年税制改正になりますが、事業承継に関する税制優遇措置が拡充されました。即ち令和5年3月までに（実際の承継を令和9年までに完了すると言う）承継計画を立て、都道府県知事にその計画を提出・認定を受けたケースでは、株式の承継に纏わる贈与税や相続税の支払い義務がほぼ実質的に全額繰り延べられると言うものです。

これは経営者の高齢化や承継者候補不足、事業の成熟化等に悩まされている多くの中小企業様にとって非常にインパクトの大きい朗報であります。これは如何に多くの中小企業様が、「株価」と言う直ちに換金し難い、しかも計算により大きな評価額をもたらすものに頭を悩ませていることの裏返しになります。

株価は本質的に、その企業が「将来に亘って稼ぐ資金がどれ位あるか」に基づいて計算されるものなのですが、特に中小企業の場合、実際の取引交渉などの場面（或いは課税の評価上も一部のケース）で、「これまでに累積してきた会計上の利益である純資産」が引き合いに出される場面がとても多いのが現実です。「将来とこれまで」はもとより「資金と利益」も別物ですので、日々皆様に株価をご説明する際も細心の注意を払うのですが、一言二言では語り尽くせないものもあり悩ましいです・・・

換金可能資産に見えにくい非上場会社の「株価」を、現実の「資金」に近付けられるようにお手伝いする事も、私共アークネットの重要な使命と日々心に刻んでおりますので、株価の件でご不明、お悩みの際はご遠慮なくお声掛け下さい。

Tax Information

令和2年 年末調整の改正項目

コロナ禍によるイベント中止などかく季節感の薄い令和2年ですが、今年も年末調整の時期がやって来ました。今年の年末調整は改正事項が盛り沢山あり、書式の追加・変更も含め押さえておきたい改正項目を解説します。また、2020.10から「年末調整の電子化」という新たな制度が施行されています。年調事務の効率化を見据え解説します。

1. 改正内容

(1) 給与所得控除額

給与所得控除から基礎控除への振替 10 万円及び上限額の引き下げ。

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	(A) × 40% - 10 万円	(A) × 40%
180 万円超 360 万円以下	(A) × 30% + 8 万円	(A) × 30% + 18 万円
360 万円超 660 万円以下	(A) × 20% + 44 万円	(A) × 20% + 54 万円
660 万円超 850 万円以下	(A) × 10% + 110 万円	(A) × 10% + 120 万円
850 万円超 1,000 万円以下	195 万円	220 万円
1,000 万円超		

(2) 基礎控除

給与所得控除から基礎控除への振替 10 万円の増加。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400 万円以下	48 万円	38 万円 (所得制限なし)
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	
2,500 万円超	0 万円	

(3) 新設 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

その年の給与の収入金額が 850 万円を超える所得者で、次の 4 つの要件のいずれかに該当する場合に、給与の収入金額（その給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額（※）を、給与所得の金額から控除することとされました。

- イ 所得者本人が特別障害者
- ロ 同一生計配偶者が特別障害者
- ハ 扶養親族が特別障害者
- ニ 扶養親族が年齢 23 歳未満（平成 10 年 1 月 2 日以後生）

（※）（給与の収入金額 - 850 万円） × 10%
（最高 15 万円）

(4) 扶養親族等の合計所得金額要件等

給与所得控除・基礎控除の金額等を踏まえて設定されていた扶養親族等の金額基準について改訂。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48 万円以下	38 万円以下
扶養親族	48 万円以下	38 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下	85 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48 万円超 133 万円以下	38 万円超 123 万円以下
勤労学生	75 万円以下	65 万円以下

（注）配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ 10 万円引き上げ。

(5) 新設 ひとり親控除

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から **35 万円を控除**することとされました。

イ その人と生計を一にする子（注）を有すること。

ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。

ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

（注） その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 48 万円以下の子をいいます。

(6) 寡婦（寡夫）控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦（寡夫）控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(5)ロの要件が追加されました。

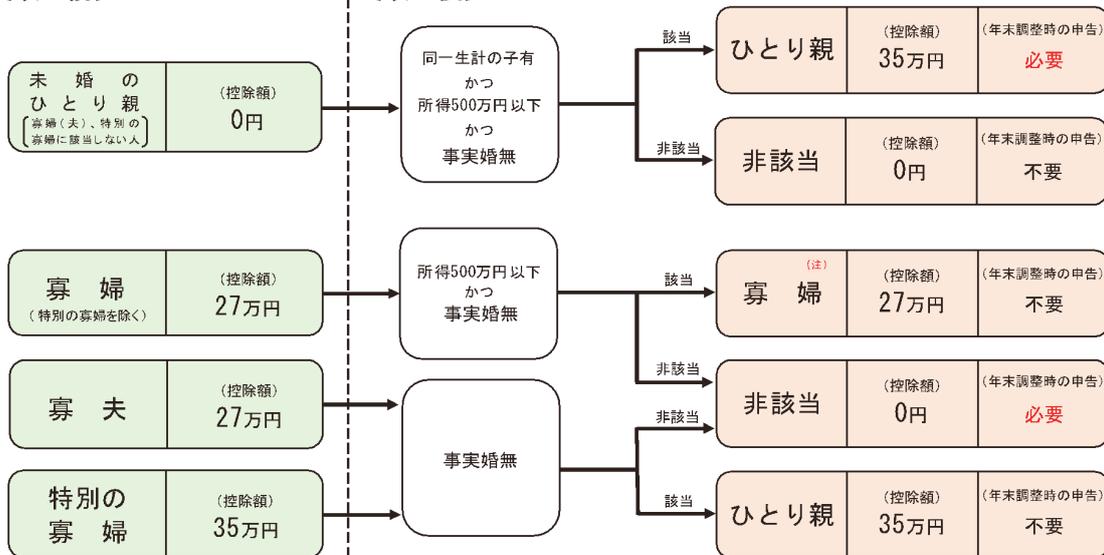
ロ 上記(5)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

【ひとり親控除の創設と寡婦（寡夫）控除の見直し】

〔改正前〕

〔改正後〕



※《年末調整時の申告欄が**必要**となった方》新規「ひとり親控除」「寡婦控除」の制度は令和2年4月からの改正です。したがって昨年の年末調整時に提出した「令和2年分扶養控除申告書」が改正前の記載様式となっていることから当該「令和2年分扶養控除申告書」に改正後の適用状況を表示申告する必要があります。

2. 年末調整の電子化

(1) 概要

10月からスタートしている年末調整手続の電子化は、①控除証明書の取得②年末調整申告書の作成③勤務先への提出を全て電子化し、手続きを簡素化するものです。次のような手順となります。

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、国税庁ホームページ等からダウンロードした年末調整控除申告書作成用ソフトウェア又は市販ソフトウェアに、住所・氏名等の基礎項目を入力し、①で受領した電子データをインポート（自動入力、控除額の自動計算）して年末調整申告書の電子データを作成
- ③ 従業員が、②の年末調整申告書データ及び①の控除証明書等データを勤務先に提供
- ④ 勤務先が、③で提供された電子データを給与システム等にインポートして年税額を計算し、保険料控除申告書等をデータで保管

(2) 電子化のメリット

《従業員》

- 「マイナポータル連携」を利用する場合には、複数の控除証明書等を一度の処理でデータ取得することができる。

《勤務先》

- 従業員が年調ソフトで作成した年調申告書データを利用することにより控除額の検算が不要。
- 控除証明書等データを利用した場合、添付書類等の確認事務が無くなる。
- 書面による書類保管が必要なくなる。

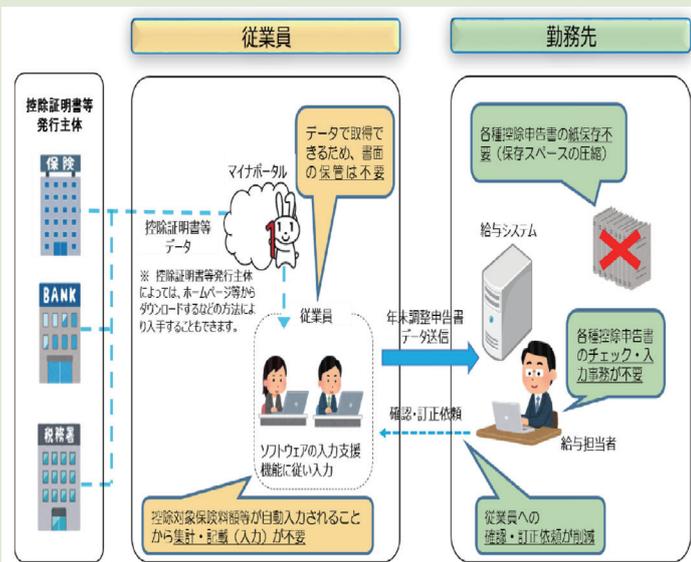
(3) 電子化へのハードル

- 一部又は全部電子化対応するのか年調事務実施方法の検討
- 従業員への周知、入力準備
- 給与システムの改修
- 従業員から控除申告書データを受領する場合、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を税務署に提出

控除証明書等データの取得、年調ソフトへのインポートなどはハードルが高そうですが、「控除証明書等」は現物で提出し「控除申告書」を電子データで提出する部分的な電子化からスタートしてはいかがでしょうか、完全な電子化を見据え年調事務の軽減から検討の余地があるものと考えます。

今年の年調から従前の「給与所得者の配偶者控除等申告書」に「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」が1枚に盛り込まれています。それぞれ記入が必要な者は「合計所得金額1,000万円以下かつ配偶者がいる者」（配偶者控除）、「全員」（基礎控除）、「年収850万円超かつ要件該当者」（調整控除）です。早めの準備を心掛けて下さい。

税理士 小田巻 真史



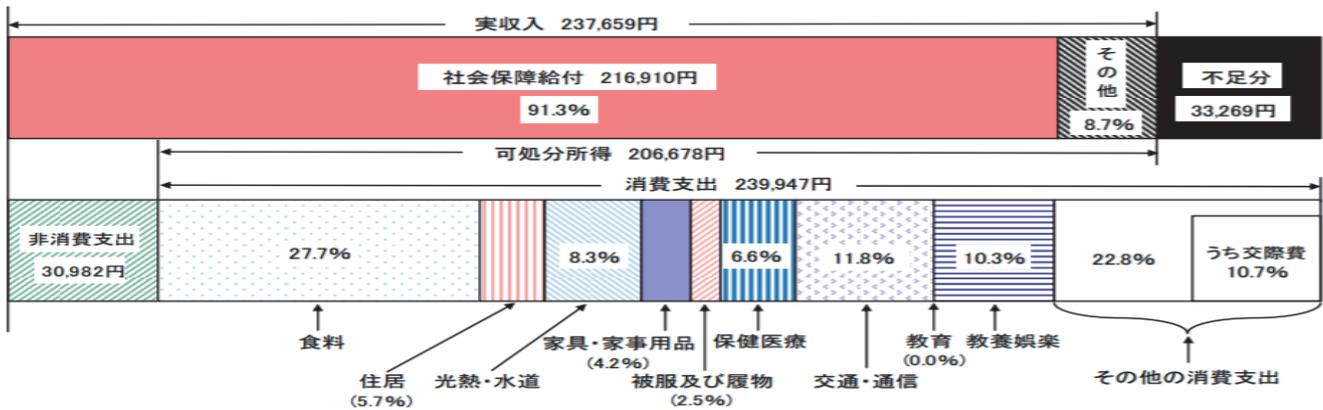
FP の部屋 人生の三大出費 New!

皆さんは家計において、お金の不安はありますか？
 現在、長寿化などから『人生 100 年時代』が到来するといわれています。
 長い人生の中で叶えたい夢や希望があるものの、年金や保険、介護などのお金の
 心配もあるかもしれません。

人生三大出費として、『教育資金』、『住宅資金』、『老後資金』が挙げられます。
 そのうち誰もが避けて通れないのが『老後資金』です。

総務省統計局の「高齢夫婦無職世帯の家計収支－2019－」によると、高齢夫婦無職
 世帯（※）の毎月の収入は約 23.7 万円。一方、毎月の支出は約 27 万円。毎月約 3.3
 万円不足しているという統計結果が出ています。

（※）高齢夫婦無職者世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯



世界一の長寿国である日本に住んでいる私たちは、現在、未来に向けてお金と上手に向き合い、計画的な備えを
 考える必要があります。

お金の疑問や不安を少しでも減らし、楽しく元気に過ごしていただきたい！そんな思いを込めて、家計のお金に
 関するミニ情報を不定期ですが発信していきたいと思えます。どうぞ宜しくお願い致します。

静岡事務所 1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP
 設楽 亜沙美

～～独り言～～

今流行りのクラウドファンディング。

新型コロナウイルスが猛威を振っていた 7 月 5 日。WOWOW スペシャルマッチが企画され、人気の黄金世代女子
 ゴルファーによるイベントが開催された。この時に T シャツやサンバイザー、フォト色紙などがセットされ、組み合
 わせによって 1,000 円～100,000 円までの募集を行った。もちろん、チャリティなので実費以外は医療従事者（日本
 赤十字）への寄付ということで、1,862 人、総額 31,719,000 円が集まったようだ。申し込んだ品物は 10 月以降に届
 けられずと云っていたが、今日現在、届いていない。WEB には 9 月 16 日にプロジェクトが無事終了したという
 メッセージ以降何の報告もない。したがって寄付の額も確定していない。そろそろ 11 月。ちょっと、遅くないか？

文責：野呂伸一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 8 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591